

第 1 4 節 緊急物資の供給

本町は、家屋の浸水、損壊、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

第 1 給水活動

本町は、大阪府と相互に協力して、速やかに給水に努める。

1 給水の方法

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄水場、配水場等の給水拠点での給水の実施
- (2) トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮設管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) パック水等の配布

2 水道施設の被害、汚染防止及び応急復旧

- (1) 災害による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに保全対策を次のとおり実施するものとする。
 - ア 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
 - イ 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 水道施設が被災し、または水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとるものとする。
 - ア 施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。
 - イ 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用を禁止、停止及び制限等の措置をとる。
- (3) 水道施設の損壊等により、浄水の供給が広範囲に不可能となったときは、直ちに事故報告を知事に提出する。

3 給水の対象等

飲料水供給の対象、供給期間、供給に要する費用の限度等は、災害救助法が適用された場合に準じる。

4 応援要請

被害が甚大で、町単独で実施困難な場合は、速やかに近隣市町村または大阪府に要請する。

第2 食料の供給

本町は、災害が発生したときは、避難所毎の必要量を算定し、避難者、罹災者に対する応急的な炊き出し、食品の供給及び調達を次のとおり実施し、一時的に被災者の食生活を確保するものとする。

1 調達方法

本町の備蓄品及び町内の食料品店等で調達するが、さらに不足する場合は、大阪府に対し応援を要請する。

なお、大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合には「大阪府災害救助用食料緊急引渡要領」により、災害救助用食料（米穀、乾パン、漬物）の引き渡しの申請を大阪府に行い、災害救助用食料（米穀、乾パン、漬物）の引き渡しを受ける。

また、他の市町村、近畿農政局大阪農政事務所、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

2 供給方法

(1) 炊き出しは、避難所に収容された避難者、罹災者に対し、各避難所等において実施する。

町長は、各避難所等において、炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに不足する器材等の調達については、町内及び近隣の業者から調達する。

(2) 食料の配給にあたっては、品目、数量等、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施しなければならない。

(3) 食料の供給にあたっては、衛生的に取り扱うことに特に注意して行う。

3 炊き出し、その他食料の配給の基準等

炊き出し、その他食料の配給の対象者、配給限度、期間等は災害救助法に基づき、定められた基準による。

4 住民等の協力

炊き出し等の実施にあたっては、自主防災組織、ボランティア及び婦人会等の協力を得て、実施できるよう協力体制を整備する。

第3 生活必需品の供給

本町は、災害により住宅に被害を受け、日常生活に欠くことができない被服、寝具、毛布、おむつ、生理用品その他の生活必需品を喪失または棄損し、急場をしのげない者に対し、次のとおり給与または貸与する。

1 調達方法

本町の備蓄品及び町内の衣料品店など関係業者から調達し、さらに不足する場合は大阪府に対し応援を要請する。

また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

生活必需品の範囲

- ・寝具（毛布等）
- ・被服（肌着等）
- ・食器
- ・保育用品（哺乳びん等）
- ・日用品（石鹸、タオル等）
- ・衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

2 供給方法

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目の破損等を明らかにして、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

3 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は災害救助法が適用された場合に準ずる。

4 住民等の協力

物資配給の実施にあたっては、自主防災組織、ボランティア及び婦人会等の協力を得て、実施できるよう協力体制を整備する。